

## 令和3年度 就学援助制度について

1月終わりごろから2月始めごろに学校からお配りした「令和3年度（2021年度）就学援助制度のお知らせ（早期2・一般・随時）」（以下「お知らせ」とします。）の内容に変更があります。

就学援助制度とは・・・

経済的な理由でお子さまを大阪市立の小・中学校に通わせるのが難しい家庭の保護者の方に  
学校教材費や給食費などを援助する制度です。



### 1 令和3年度の所得基準額が決められました。（「お知らせ」4ページ）

- 「お知らせ」の【所得基準額】から、世帯の人数が“2人”の場合のみ変更となります。  
（借家等219万円→224万円、持家155万円→159万円）

【令和3年度 所得基準額】

| 世帯の人数 |     | 2人    | 3人    | 4人    | 5人    | 6人    | 7人    |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 住宅の形態 | 借家等 | 224万円 | 263万円 | 322万円 | 358万円 | 398万円 | 471万円 |
|       | 持家  | 159万円 | 199万円 | 257万円 | 293万円 | 333万円 | 394万円 |

※所得基準額は、令和2年4月の生活保護基準を基にしています。

### 2 所得審査（⑫理由での申請）に経過措置をもうけます。

- 令和元年度から令和2年度にかけて所得基準額が下がったことに伴って、経過措置をもうけます。
- 令和2年3月末時点から引き続いて令和3年3月末まで就学援助を受けていた児童生徒については、令和3年度の所得基準額を上回る場合、令和元年度の所得基準額を用いて審査します。
- 経過措置を行う場合の所得も「お知らせ」4ページ記載のとおり、給与所得者および公的年金所得者は所得控除後の金額から最大10万円を控除した金額、自営業の方は年間収入額から必要経費を引いた金額で審査します。

【参考：経過措置の際に使用する所得基準額（令和元年度の所得基準額）】

| 世帯の人数 |     | 2人    | 3人    | 4人    | 5人    | 6人    | 7人    |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 住宅の形態 | 借家等 | 218万円 | 267万円 | 325万円 | 362万円 | 404万円 | 476万円 |
|       | 持家  | 153万円 | 203万円 | 260万円 | 298万円 | 339万円 | 400万円 |

### 3 申請に押印は不要となりました。

- 就学援助をお申込みいただく際の押印は不要となりました。
- 「お知らせ」就学援助申請書兼世帯状況票には“自署以外は押印”の記載がありますが、押印していただく必要はありません。ただし、記名はもれなくお願いいたします。

学年の最初から制度を利用いただくための申請期限は6月30日（水）です  
（税情報を利用する場合の申請期限は5月14日（金）です）

【就学援助ホームページ】



【申請書類提出先】

お子さまの通われる学校

【制度についてのお問合せ先】

教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当

就学支援グループ 電話番号：06-6115-7653

